

# かいてき 便い

平成 16 年 9 月 1 日発行 第2号

## INDEX

最近の動向  
「介護支援専門員ブラッシュアップ研修開催」  
「在宅サービスにおける指導検査の状況」  
報酬・運営基準のQ & A  
「緊急の事態のため計画外のサービスを提供した場合、報酬算定できるの？」  
お知らせ  
「チェックシートがHPに掲載されました」  
「国の介護保険部会が制度見直しで意見」

## 介護支援専門員ブラッシュアップ研修会を開催 最近の動向

さる7月31日、日本教育会館にて「介護支援専門員ブラッシュアップ研修会」が開催されました（NPO 法人東京都介護支援専門員研究協議会主催・東京都後援）。ブラッシュアップ研修は、これから介護支援専門員として就労しようとしているが、プランクがありケアプラン作成の知識や技術に不安があるという方、また、現在就労しているが、ケアプラン作成にいまひとつ自信がもてないという方などを対象とし、ケアプラン作成の基本的な考え方や最新の知識・技術などを習得することを目的に開催されました。当

日は、300名を超える介護支援専門員が参加し、東京都の講師による「居宅介護支援専門員業務の不適正事例～都の指導例から～」と厚生労働省の講師による「介護サービス計画（ケアプラン）作成の基本的考え方」についての講演がありました。約4時間の研修でしたが、参加者の熱心な聴講から、適切なケアプラン作成に向けての意欲的な姿勢が強く感じられました。



ブラッシュアップ研修会の様子

## 在宅サービス事業者への指導検査の状況

東京都では、自立支援、利用者本位のサービスの提供・権利擁護等の観点から、適切なサービスを提供する事業者の育成ということを主眼に事業者指導を行っています。この間の指導状況から、指摘事項の多い事例には以下のような傾向が見受けられました。ご注意ください。

### 【訪問介護】（対象数 66事業所）

サービス提供責任者等の人員基準不足  
訪問介護計画の内容が不適切・未作成  
身分証の携行が徹底していない  
変更届が提出されていない  
重要事項説明書未作成・内容不備・不交付  
3級訪問介護員による減算請求未実施

### 【居宅介護支援】（対象数 95事業所）

運営基準減算請求未実施等による介護報酬の返還  
継続的かつ計画的な計画の未作成  
担当者会議開催、専門的意見聴取の未実施  
利用者・家族等への計画未交付  
計画原案の利用者等への説明・同意なし

## Q: 緊急の事態のために計画外のサービスを提供した場合、報酬算定できるの？(訪問介護)

報酬算定・運営基準の注意点

### ポイントはここです！

介護報酬を請求するためには、介護支援専門員の適切なアセスメントとモニタリングに基づいて作成されたケアプランにより、サービスが提供されていることが必要です。

サービス提供時に、緊急に計画外のサービスの提供が必要となった場合には、介護保険外のサービスの場合もありうるため、事後に介護支援専門員とよく相談した上で整理することが大切です。

A: 保険給付を受けられるのは、あらかじめ居宅サービス計画に位置づけられた介護保険サービスを提供した場合だけです。サービス提供時、利用者の心身状況等の急変などにより、計画外のサービスを提供した場合は、そのサービス内容が介護保険サービスであれば、計画を変更の上、所要時間に対応した報酬を請求することが可能です。

ただし、救急車の同乗等は介護保険外のサービスのため、報酬算定はできません。このような場合、利用者との合意の上で別途料金を徴収する場合はあり得ます。そのため、予め緊急時の介護保険外サービスの取扱いについて重要事項説明書等への記載が望まれます。

## 「チェックシート」がHPに掲載されました

お知らせ

今年の3月に「事業者自己点検チェックシート」を作成し、各サービス別に都内全事業者に配布しました。報酬算定方法や運営基準など、適正なサービス運営をする上での基本的なチェック項目を下敷き状に整理し、日々の業務においてご活用いただきたい、という趣旨で送付させていただきました。

その後、介護支援専門員の方から全てのサービスのチェックシートを欲しいといった要望や、複数枚欲しい、といった要望が多く寄せられたため、この度、全チェックシートを「東京都介護サービス情報」( )に掲載いたしましたのでご活用ください。(ダウンロードできます。)

検索方法 「東京都介護サービス情報」(<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/>)の「書式ライブラリー」の中から「事業者自己点検チェックシート」を選択し、必要なシートをダウンロードしてください。

## 国の介護保険部会が制度見直しで意見

お知らせ

厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会・介護保険部会は、平成16年7月30日に、「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめました。

この中で、見直しの最大の論点である「被保険者・受給者の範囲」については、現時点では結論が得られず、積極・慎重の両論併記とされ、年末まで引き続き審議が進められることとされました。

一方、その他の見直し事項(「給付の効率化・重点化」、「新たなサービス体系の確立」、「サービスの質の向上」、「負担のあり方の見直し」)については、一定の方向性が示されました。

厚生労働省では、同「意見」を受け、平成17年の通常国会への法案提出に向け、準備を加速させていきます。

都では、今後、同「意見」の内容を検討し、必要に応じて、国に対し意見を表明していく予定です。なお、同「意見」の全文は、厚生労働省のHPでご覧になれます。